

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コモロ	食糧援助に関する日本国政府と コモロ連合政府との間の交換公 文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	320,000千円 -----	2018.4.7 モロニで (同日)	日本側 伊藤賢穂在コモロ 臨時代理大使 コモロ側 モハメド・エル ・アミン・スエフ外務・ 国際協力・仏語圏・在外 コモロ人担当大臣	2018.4.20 162号
コモロ	食糧援助に関する日本国政府と コモロ連合政府との間の交換公 文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	350,000千円 -----	2018.11.20 モロニで (同日)	日本側 小笠原一郎在コモ ロ大使 コモロ側 モハメド・エル ・アミン・スエフ外務・ 国際協力大臣	2018.12.6 375号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。